

平成29年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成29年4月25日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時19分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 濱谷 由美子

委員 小原 良

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 前田 博明

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 川崎市総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

カリキュラムセンター総務室長 渡辺 英一

指導課長 森 有作

教育環境整備推進室担当課長 渡辺 雅彦

教育環境整備推進室担当係長 小竹 誠

健康教育課担当課長 辻 敏明

健康教育課指導主事 石岡 文男

教育改革推進担当担当課長 田中 仁浩

庶務課課長補佐 武田 充功

指導課担当課長 増田 亨

指導課担当課長 岩木 正志

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

指導課指導主事 濱野 雄功

指導課指導主事 南谷 隆行

指導課課長補佐 小嶋 健司

文化財課長 服部 隆博

生涯学習推進課長 大島 直樹

教職員人事課長 広瀬 進

教職員人事課担当課長 大塚 裕司

教職員人事課課長補佐 宮川 匡之

【署名人】 委員 前田 博明

委員 小原 良

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、請願審議につきましては、陳述者がいらっしゃるっておりますし、また、議案第1号につきましては、本日審議する請願と関連する教科書採択についての議事でございますので、最初に審議を行いたいと思います。

また、報告事項No.9は、人事にかかる内容のため、関係者以外は退室していただくために、最後に報告を行うよう、議事の順番を入れかえて審議を続けさせていただきたいと思いますが、この形ではよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにさせていただきます。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、14時から17時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 11名）

【渡邊教育長】

次に傍聴でございますが、本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条の規定により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

次に、非公開の案件についてでございます。本日の日程は配布のとおりでございますが、

報告事項No. 8、議案第4号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、

報告事項No. 9、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号は、人事管理にかかる内容のため、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、

議案第3号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしとして、そのように決定いたします。

なお、議案第3号につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、また、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号につきましては、議決後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に署名人でございます。本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、前田委員と小原委員をお願いいたします。

6 請願審議

請願第5号（平成28年度） 2018年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願について

【渡邊教育長】

それでは、最初に請願審議に入ります。

「請願第5号（平成28年度） 2018年度使用教科書の採択に関し『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願」につきまして、審議をいたします。

きょうは、請願者の方が陳述を希望されていらっしゃいますので、ここでお願いをしたいと思います。

います。それでは、ただいまから10分程度でお願いをいたします。

【請願者】

立っても座っていいんですか。

【渡邊教育長】

お立ちになったほうがお話ししやすければ。

【請願者】

立ったほうが通るよね。

それでは、私は、教科書を考える川崎市民の会の事務局長をしております橋本といいます。もう、かれこれ7年前に定年して、小学校の教員をしておりました。

それでは、陳述させていただきます。2018年度使用教科書の採択に関し「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の趣旨を踏まえた手順で採択を求める請願の陳述。

私たち教科書を考える川崎市民の会は、子どもたちにより良い教科書がわたるように願って活動してきています。

その中で、昨年度、川崎市における教科書採択地区が4採択地区から1採択地区に変えられました。今年度からは、1採択地区での教科書の採択になります。つまり、川崎市全域が一つの採択地区ということで、採択が行われるわけです。

ところで、川崎市が大変長い地域なので、採択地区が一つになったことに伴い、教科書展示場も一つになるということだと、例えば、真ん中の中原区になったとしても、川崎区の保護者はなかなか行くのが難しくなります。やはり教科書展示場は、自転車や徒歩などで気楽に行ける場所でない、行くのがなかなか困難だと思います。

以前は、4採択地区だったので、最初は4採択地区だったんだけど、採択地区も4展示場ぐらいでしたよね。ちょっと記憶がすみません。それも段々、やっぱり増えてきているのです。昨年は、確か7行政区の全てに、展示期間は短くても教科書展示会場が設けられたと記憶しています。つまり、今までの教育委員会の姿勢が、できるだけ保護者・市民に教科書展示場に足を運んでもらおうということだったと思っています。

ですから、採択地区が一つになっても、今までの教科書展示会場を維持していただきますようにお願いしたいと思います。

なお、請願の趣旨にも書きましたけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」いわゆる「地教行法」と言っていますが、の改正に伴っての、文科省初等中等局長通知の「第二 教育委員会について」－「2留意事項」－「(6) その他」では、こういうふうに書かれていますね。「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』（文部科学省実施）の調査ですね、の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設けることが必要であること。」と述べています。

なお、一昨年になるので、ちょっと古いと思うのですが、一昨年の平成27年4月7日の「平

成28年度使用教科書の採択について（通知）」の「3、教科書採択の改善について」の（2）には、教科書の調査研究が充実するものとなるよう努めることが書かれていまして、その後、こう書いております。「その際、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を努めること。」と書かれています。

以上の点から、以下の請願事項を提出しました。審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。四つ提出しています。

1 市内7区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が活用できるよう展示期間も長くすること。

2 展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。

3 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択に関する審議を行うこと。

4 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、より多くの市民の傍聴が可能となるよう、採択に関する審議を従来どおり休日に行うこと。

以上。2017年4月25日、「教科書を考える川崎市民の会」事務局長 橋本 清貴。

以上でございます。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【渡邊教育長】

ありがとうございます。以上で、陳述を終了いたします。陳述につきましては、本請願の審議に際しての参考にさせていただきたいと思ひます。

それでは、続きまして、事務局から説明をお願ひいたします。

【渡辺総合教育センター総務室長】

それでは、請願第5号につきまして、私、川崎総合教育センター総務室長の渡辺でございますが、請願事項の1と2について御説明をいたします。

初めに、請願事項の「1 市内7区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が活用できるよう展示期間も長くすること。」についてでございますが、お手元の資料の「1 展示会場等について」をごらんください。

これまでの教科書展示会場数につきましては、平成25年度は、川崎区・中原区・高津区・多摩区の4会場でしたが、平成26年度は、新たに宮前区・麻生区に、それぞれ一カ所会場を追加して6会場とし、平成27年度は、川崎区にさらに1会場を追加して7会場とし、平成28年度は、新たに幸区に1会場を追加して8会場とし、各区に展示会場を設置したところでございます。今年度につきましては、前年度と同様に8会場で実施し、展示期間を前年度より合計で2日間増やして、76日間とする予定でございます。

次に「2 関係法令等」でございますが、※（米印）の関係法令等は、都道府県の教育委員会に関する規定でございますが、本市もこの規定を準用して、教科書展示会を開催しているものでございます。

※の三つ目の文部科学省告示にあります展示会の開始の時期は、本年6月16日からで、展示会の期間は14日間となっております。展示会場の数については、特に規定はございません。

この告示に関する本市の展示会場は、中段の表のところにあります、※がしてあります川崎区

の東門前小学校と、中原区の教育会館と、高津区の総合教育センターでございまして、東門前小学校と教育会館は土日を除く14日間で、総合教育センターは土日を含めて20日間としておりまして、告示の14日間より長く開催しているところでございます。この三つの会場以外の五つの会場につきましては、本市独自の臨時的な会場として開催しているところでございます。

次に、請願事項の「2 展示会場を学校以外の公的施設に設置すること。」についてでございますが、展示会場につきましては、先ほど御説明しましたとおり、市内8会場のうち、川崎区につきましては、学校以外の公的施設として、既に教育文化会館で開催してきておりまして、今年度も同様に教育文化会館での開催を予定しておりますので、全ての区におきまして、学校以外の公的施設での開催を予定しているところでございます。

請願事項の1と2についての説明は、以上でございます。

【山田庶務課担当課長】

引き続きまして、請願事項の3と4につきまして、庶務課担当課長、山田から御説明いたします。

請願事項の「3 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、傍聴希望者の全てが傍聴できる施設で採択に関する審議を行うこと。」及び「4 教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、より多くの市民の傍聴が可能となるよう採択に関する審議を従来どおり休日に行うこと。」についてでございますが、教育委員会会議につきましては、開かれた教育行政の実現を推進するため、川崎市教育委員会会議規則に基づき、原則公開として開催しております。

また、市民の方々の生活状況や仕事の実態等はさまざまでございますので、できるだけ多くの市民が傍聴できるよう、教育委員会会議の開催場所や時間など、運営上の工夫を行うことは重要であると認識しております。教育委員会会議によっては、大きい会場での開催や、土日に開催するなどの運営の工夫を行ってまいりました。しかしながら、請願事項の3につきましては、会場の収容人数にも限りがあり、予想を超える傍聴人が来場した場合は、対応が困難になると考えられます。また、請願事項の4につきましても、事務事業等の都合により、必ずしも休日の開催を約束することは難しいものと考えております。

事務局といたしましては、教育委員会が市民の皆様に対して積極的に情報提供を行い、説明責任を果たすとともに、教育行政に関する理解と協力が得られるよう、引き続き会議の開催場所や時間等、運営上の工夫を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

ただいま、総合教育センター総務室長と庶務課担当課長から、それぞれ説明をいただきました。委員の皆さんから、御質問、あるいは御意見がございましたらお願いをしたいと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

いろいろ努力は、これまでもしてきたと思いますので、請願の1と2については、御希望どおりいってるということによってよろしいですね。

3と4なんですが、まず4のほうですが、これまでも休日にやってきたと思うんですが、休日以外になる可能性があるというのは、どういう可能性の場合でしょうか。

【山田庶務課担当課長】

例えば、採択が、また別の日に持ち越されるようなことがあった場合に、确实に対応できるかという、それは難しいかと。

【吉崎教育長職務代理者】

あ、なるほど。はい。

わかりました。つまり、その日だけで採択できずに、延期になって延びたりなんかするということがあり得る場合ですね。

【山田庶務課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

で、3のほうの「全ての人が」というのは、これも非常にまた、希望としてわかるんですが、「全てが」ということの人数の予定というのは、なかなかとりにくいと思うんですが、これは事前に何か希望というのはとるということはしていませんよね。

【山田庶務課担当課長】

現在は、しておりません。

【吉崎教育長職務代理者】

だから、難しいということでしょうか、人数の把握は。

【山田庶務課担当課長】

それは難しいです。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。質問は、私は以上です。

【渡邊教育長】

今は、1番、2番は、まあ、現状の説明のとおり行われているんだろうけども、3番、4番について少し確認の御質問がありましたけど、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

【前田委員】

3番については、会場の、まあ、資料の中にはないんですけど、総合教育センターでやっているというふうに聞いていますが、過去については、そこではなかった会場でやった場合というの

はあるんですか。

【山田庶務課担当課長】

教科書の採択が4年に一度ございますので、小学校と中学校、年度を違えてやっておりますが、その採択替えの年は総合教育センターの研修室を使って、なるべく多くの方が御来場できるように用意はしているところでございます。

それ以外のものにつきましては、この会議場を使ったりして行っておりますので、多くの傍聴者が予想される場合には、なるべく大きな会場を使用してきたところでございます。

【前田委員】

あと、センターだと、どのぐらい最大入れるんですか、第1研修室は。

【渡辺総合教育センター総務室長】

傍聴の方、たしか昨年、ことしですか、200人ぐらい。第1研修室とあるんですけども、その外側にロビーみたいな形になっていまして、そちらのほうも、急遽、傍聴の方の対応をさせていただいております。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

対面で聞くのが一番いいということはわかるんですが、ほかの市、例えば横浜市などは放送といますか、ほかの会場のほうに流すようなこともやっているようなんですが。で、対面的な状況は、人数を絞っているということ、私はちょっと聞いたことがあるんですが、他の市の状況なんかどうなっているのでしょうか。わかるということはございますか。例えば横浜市なんかは。

【渡辺総合教育センター総務室長】

他都市は調べていないので、ちょっとわかりません。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

川崎市の場合は、総合教育センターで、昨年度はスピーカーで、ロビーのほうで音を聞けるような形にしていました。

【渡邊教育長】

他都市の状況はよろしいですか、特に。

【吉崎教育長職務代理人】

そうですね。

【渡邊教育長】

事務局は、そこまでしか想定できないということなので。

【吉崎教育長職務代理人】

ちょっとそういうことを聞いたことがありますので。川崎市の場合、努力はして対面で入れていると思うんですけど、数としては。だから、それを全て入れるということが可能かどうかということ、今ちょっと、考えたものですから、そういう質問をしたんですね。

【渡邊教育長】

ほかの委員さん、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

はい。いいですか。

【渡邊教育長】

濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

結構これを見ると、展示会場も徐々に増やして、各区全部見る場所があるとかされていますし、また、会場も、今聞いたら200人ぐらいの方が入れたということなので、それ以上のホールのようなところでコンサートじゃないんだから、審議をするというそういう場面では、そのぐらいで私は妥当かなというふうにも思いますので、お見えになった方が聞けるように、放送を入れてロビーも聞いていただくみたいな形で工夫はされていたわけですし、努力はすごくしているなどいうふうには思うので、今のやり方で進めるということでもいいんじゃないかなというふうに、私は思います。

【中村委員】

私も今の濱谷委員の御意見に賛成でして、努力をしていく必要はすごくあると思いますが、全てと言われちゃうと、ちょっと難しいのかなというところがありますので、ぜひ、今後もこの御意見を踏まえて努力をしていただきたいなと思います。

【小原委員】

3番と4番のところに関してなんですけども、必ずそれを実行することができるかという、

かなり難しいと思いますので、ちょっと、このところはひっかかってくる部分だなというふうに、私は考えています。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

それぞれ、委員さんから今、御発言、御意見をいただきましたけれども、特に、そろそろまとめてもよろしいですか。

今、皆さんからの御意見をまとめますと、まず、1番、2番についての展示会場のこと、それから展示の期間と場所の件については、過去を見ましても、展示会場の数も増えてきているということが認められているということと、それから、開催の日数も、トータルでは昨年度を上回る数が、今年度も予定されているということでございました。

請願者の方が、先ほどの陳述の中で、採択区が1カ所になったので展示会場が縮小されないかという、大変心配されていましたが、そうしたことは全くないということですね。今お話があったとおりだというふうに思います。

また、公的施設云々の話もいただいておりますけれども、29年度の会場を見ましても、学校以外の公的な施設が用意されているということで、これも請願者の意向に配慮されているものではないかというふうに思います。今、委員の皆さんからも、こうした展示会場の数ですとか期間については、やっぱりよくやってきているという話がありましたので、この姿勢をこれからも、ぜひ続けていくべきではないかなというふうに、私も思うところです。

一方で、3番、4番で委員の皆さんから、多くの方々に傍聴はぜひ来ていただくことは望ましいけれども、それでも会場の収容人数などに限りがあるというようなことですか、また、休日ということについても、事務事業の都合によって、必ずしも休日ということにはいかない場合も起こり得るんだというふうなお話があったところですので、その点を踏まえて採択をしなければいけないのかなというふうに思います。

以上のことをまとめてまいりますと、請願者の願意に沿うような形で今後努力をするということは、大事にしたいと思いますが、実現の難しい点が3番、4番に含まれているということもございますので、この請願そのものにつきましては、不採択という形で取り扱いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの請願第5号につきましては、不採択ということで決定をさせていただきたいと思います。

7 議事事項 I

議案第1号 平成30年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係

る諮問について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のローマ数字の I に入ります。

「議案第 1 号 平成 30 年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。説明を指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

それでは、「議案第 1 号 平成 30 年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」、御説明させていただきます。議案書の 1 ページをごらんください。

初めに、「平成 30 年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。

まず、1 の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じた組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の構成かつ適正を期すため、平成 30 年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2 の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、2 行目、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施」いたします。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、平成 30 年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第 9 条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の※ 4 にございますように、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものといたします。なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第 9 条図書」と呼んでまいります。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

資料を 1 枚おめくりいただき、2 ページをごらんください。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。なお、教科用図書選定審議会及び調査研究会につきましては、事務執行上影響があるため、非公開とするとともに、学校が作成した調査票のうち学校名が特定できる部分は不開示といたします。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、昨年度、採択地区を4地区から1地区へ変更することについて、県教育委員会へ要望し、要望どおり採択地区が変更されております。このため、今後の採択におきましては、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。なお、川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は、学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。

「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に、調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、3ページ下段の「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念と実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1点目は、「学習指導要領との関連」、1枚おめくりいただき、2点目は「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

次に、4の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、道徳を除く他の教科用図書は、4年間は同一のものを使用いたしますので、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することとなります。また、平成30年度から新たに教科となる道徳の教科用図書につきましては、後ほど御説明いたしますが、7ページのフロー図のとおり採択を行います。

(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましては、平成27年度に採択替えを行い、4年間は同一の物を使用するため、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することとなります。

次に(3)の高等学校の教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんので、各学校の状況に応じ、毎年、8ページのフロー図のとおり採択を行っております。

1枚おめくりいただき、5ページをごらんください。

(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書につきましても、毎年、9ページのフロー図のとおり採択を行っております。

次に、5の教科用図書展示会でございますが、資料を1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。教科用図書展示会につきましては、本年6月16日から8月9日までの期間におきまして、お示しの8箇所それぞれ実施いたします。開催日時につきましては、会場・日時一覧のとおりでございます。

1枚おめくりいただき、7ページをごらんください。

こちらは、「小・中学校における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。今年度は、小学校の道徳の教科用図書の採択について、当該フロー図のとおり進めてまいります。

採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。

各学校では、校内検討委員会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で、調査研究会に報告していただきます。

調査研究会は、調査研究員により構成されておまして、⑤で、各学校からの報告を取りまと

めた調査研究、及び、⑥で、全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。

教科用図書選定審議会は、学識経験者、学校教育の関係者及び市職員で構成されておりまして、調査研究会からの報告を参考にしつつ、審議会独自の視点で審議し、⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審査し、最終的に、教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択していただきます。

教科用図書の採択に当たりましては、「学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価する」というプロセスを経ることにより、教科用図書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、8ページをごらんください。

こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。一番下の四角囲みに「校内検討委員会」と「調査研究会」がございしますが、左側の「校内検討委員会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この校内検討委員会は、教科ごとに全ての教員で構成する委員会でございます。例えば、国語でいいますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文にかかわる教科書がありますが、それらにかかわる国語科の教員がグループを組んで調査研究する委員会と考えております。

そして、この校内検討委員会では、フロー図の④でございしますが、選定候補として調査研究した複数の教科用図書について、その上の、「校内採択候補検討委員会」に調査結果の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。

校内採択候補検討委員会では、左下の「校内検討委員会」が作成した報告書をもとに、採択候補一覧表を作成し、⑤で、教科用図書選定審議会に提出します。

なお、採択候補一覧表には、各学校が採択候補として選んだ教科書だけでなく、調査研究した全ての教科書についての調査研究の内容を示していただくこととしております。

次に、右下の「調査研究会」でございしますが、高等学校ごとに選任された調査研究員が、全ての種目の教科用図書について調査研究し、③で、調査研究報告書を教科用図書選定審議会に提出いたします。

1枚おめくりいただき、9ページをごらんください。特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内検討委員会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、審議会に報告いたします。

特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただき、10ページをごらんください。今後のスケジュールでございます。

さらに1枚おめくりいただき、11ページをごらんください。「平成30年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。本年度は、平成30年度に使用する、小学校の道徳の教科用図書の採択、高等学校及び特別支援学校の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見をうかがうため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について、諮問を行うものでございます。

本委員会で御承認いただきましたら、1枚おめくりいただき、12ページのとおり諮問し、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただき、13ページは、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」でございます。

そして、3枚おめくりいただきまして、最後のページでございますが、16ページは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当条文を掲載してございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

平成30年度川崎市使用教科用図書採択方針について、及び同教科用図書の選定に係る諮問についてということで説明をいただきました。

委員の皆さんから御質問などございましたら、お願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

質問よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

8ページなんですけども、高校用の教科書用と採択しているものなんですけど、校内から④、⑤と上がって、審議会のほうへ上がりますね。左側です。③で右側から調査研究会から上がってきますね。で、審議会場をこの両方の、結果的なんですけど、⑤と③が上がってくると思うんですが、どんなふうに勘案して審議会のほうは議論していますか、現状は。

質問よろしいですか。⑤と③の兼ね合いといいますか、審議会のほうに上がって、我々には⑥が上がってきますね、教育委員会に。⑤と③のこの兼ね合いは、どのような感じで審議会で議論されているのでしょうか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

資料の3ページの下の方からあります、調査審議の観点という、3ページの(5)ですね。こちらの学習指導要領との関連、次の4ページにおきまして、「編集の趣旨と工夫」、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」と、こう、何点かございますけれども、フロー図の③と⑤から

上がってくる調査した結果の資料の一覧表の報告につきましては、これのうち「内容」、ウですね、ウの4ページのほうの「内容」と、それから、エの「構成・分量・装丁」、それから「表記・表現」と、この三つの項目で表にして、それで調査研究の結果を記載したものが上がってきます。③のほうは、全ての種目の教科用図書でありまして、⑤のほうは、各学校ごとに教科書を調査するものが違います。で、③のほうは、そういう意味では、各学校から上がってくるもの以外のものも含まれているという形になっておりまして、両方を審議会の委員の方にはごらんいただいて、意見をいただいているところでございます。

ただ、全ての評価、種目を一つ一つ審議していくという、内容について審議していくということは、ちょっと物理的に時間的なものがございまして、最近では、特に話題に上がっている教科とか、例えば、前年の例でいきますと、高校の日本史の関係とか、そういった話題になっているところを中心に御意見をいただきたいといった形で進めております。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。わかりました。

③は、七つの各学校から上がってくるもの以外、全てを出していますね、この内容は。

【渡辺総合教育センター総務室長】

③のほうはそうですね。各教科ごとに、先ほど国語の例で示したとおりです。

【吉崎教育長職務代理者】

それとの兼ね合いで、③を議論していると。各高校から上がってくるものと全体の③のものとの兼ね合いの中から議論しているということになりますかね。

【渡辺総合教育センター総務室長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

その中の、特に議論になりそうなものを取り上げるときにしているという状況でしょうか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

そうですね。⑤のほうで、各学校から上がってきます。で、これは複数の出版社のものを調査しております。で、そのうち、高校のほうで、うちの高校は、この教科書を採択候補としたいという丸印をつけてきます。

【吉崎教育長職務代理者】

で、それを③の資料を踏まえながら、審議会で議論していくと捉えてよろしいでしょうか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

対象が数多くありますので、難しいところだと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

全てやるのは大変かなと。

【濱谷委員】

ちょっと基本的なことでしょうか。

この8ページの一番下の校内検討委員会は学校の中のそれぞれの教科の先生で構成されると。で、こちらの右側のほうの、調査研究会は、公立の高校が5校ぐらいあるけれど、全部の学校から出たのメンバーということですか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

そうです。市立高校全部の学校からです。

【濱谷委員】

市立高校全部の学校から、国語なら国語の担当者がみんな集まって、全体の教科書を見る。

【渡辺総合教育センター総務室長】

そうですね。調査をする。

【濱谷委員】

わかりました。

【渡邊教育長】

ほかの委員さんは、よろしいでしょうか。

【前田委員】

7ページの「小・中学校における教科用図書の採択手順」で、4地区から1地区になったわけですけど、確認ですが、その調査研究員の人数というのは、昨年と変わるのか、それとも何か変わらずに、昨年の4地区のときの調査研究員の組織と人数、そういうものは変わらないのか、変更があるのか、その辺、伺えますか。

【渡辺総合教育センター総務室長】

小学校・中学校は、4年に1度の採択替えでございますので、そのときに十分に議論して、ま

た、教育委員の皆様にも御意見いただきながら、調査研究会のメンバー等を検討していきたいと思っておりますけれども、4採択地区だったときの状況は、各地区、各教科3名で、4地区でしたので12名、国語なら国語で12名という形で選出していただいております。果たしてそれが、今度1地区になりましたから、その12名がよろしいのかどうなのかというのは、その採択替えの年までに十分検討してまいりたいと思っております。

ただ、小学校の道徳の教科書は、来年度、ことし、来年度使用する小学校の道徳の教科書については、ことし採択をするということでございまして、現在のところ、事務局といたしましては、小学校の道徳の教科書の調査研究のメンバーは、今のところ9名を予定しております。これまでの、先ほど説明したとおり、4採択地区だったときは12名おりましたけれども、道徳につきましては9名を考えております。

これは道徳、小学校の場合、教育研究会という組織がありまして、教科ごとにですね、ありますけれども、道徳研究会という組織もあります。その中で、常任委員という、中心になって研究していただける先生の数を勘案して、9名というふうに今のところ考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。吉崎委員。

【吉崎教育長職務代理者】

そうすると、今後も4年で、今の教科書は4年だから、来年やると思うんですが、その次は新しい指導要領になりますね。そのときも、各教科とも9名ということになりますか、今後考えているのは。

【渡邊総合教育センター総務室長】

常任委員の数だとかそういったことも関係してくるかと思うんですが、一つの目安としては、ことし、小学校の道徳の教科書の調査研究のメンバーは9名で考えておりますので、基準というんでしょうか、目安という形にはなるかとは思いますが。

【吉崎教育長職務代理者】

そのとき地区ごとの配慮というのはありますか。それとも、教員は異動していますので、あまり地区ごとというのは、もう1地区にした以上、そのように、そのバランスを考えなくていいのか、それとも何かその辺の配慮は少しするのか、いかがですか。

【渡邊総合教育センター総務室長】

常任委員の先生の所属している学校も、それぞれありますので、またちょっと、区によってその4人の先生が多かったり少なかったりということもありますし、また、あと、力量だとかそういったこともありますので、特に地区、今1地区になりましたので、地区にこだわるということ

は特に必要はないかと考えています。

【吉崎教育長職務代理者】

私もそれは思っています、1地区にした理由は、やっぱり地区にこだわらずに、一番これにふさわしい人、選べる人をとれるということと、かなり、そういう点で絞れるんじゃないかという点もあったと思うので、何かあまりこう、1地区にして、あまり地区にこだわる必要はないんじゃないかなと私も思っていますので、それぞれの研究会の組織をよく見て、実力で、先生の上で、慎重に選ばれることを希望します。今後の話ですからね。

【渡邊教育長】

これからのことに大変大事な御指摘いただいたと思いますので、そのあたりを参考につくっていただければありがたいと思います。

特に9名というお話ですが、全体で9名の方がしっかりと調査・研究するということになりますと、前に1地区で3名ですか、1教科。限られた方がやっていたということから考えると、全体の数よりも、そこでかかわる方が増えたということで、より精度の高い調査研究が期待できるかもしれませんし、そういうのを活用していただきたいですね。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。

【渡邊教育長】

そのほか、いかがでしょうか。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい。濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

今お聞きしたら、それぞれ教科ごとに研究会がありますよね。で、その常任委員さんとか、そういう方の中から選ばれるということで、市内のいろんな学校での授業研究とか、そういうことを主に、いろんな幅広くその研究会はやっていると思うので、市内で使うにはふさわしいとか、子どもたちに対してどうか、先生方が使うに当たってどんなふうにとというようなことも常に研究されていて、この教科書を全部見て研究されるわけだから、選び方としては妥当かなという。学校から選ぶとかそういうんじゃないくて、研究会からやるというのはいいことかなというふうには、私はちょっと思いました。

【渡邊教育長】

はい。それぞれ、次につながる大事な御意見をいただいたと思うんですが。

それでは、よろしければ、この議案第1号についてでございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、議案第1号は、原案のとおり可決いたします。

8 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【渡邊教育長】

次に、報告事項のローマ数字の I の「報告事項No.1 叙勲について」でございます。説明を庶務課長にお願いいたします。

【池之上庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 叙勲について」、御報告申し上げます。

高齢者叙勲を受けられた方が1名いらっしゃり、受賞者氏名等につきましては、お手元の資料記載のとおりでございます。

伊藤先生におかれましては、昭和24年に教職の道を歩み始められ、平成元年に川崎市立稗原小学校長として退職されるまでの40年間、本市の教育の充実に御尽力いただきました。特に、校長時代には、全国協力指導組織研究協議会副会長、川崎市協力指導組織研究会長等の要職を歴任し、本市の協力指導制の水準を著しく向上させるとともに、指導講師としても活躍し、多くの優秀な教職員を育てるなど多大な功績を残されました。

今回、その長年の教育功勞に対して叙勲を受けられたものでございます。

御報告につきましては、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの報告事項No.1につきまして、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.1は承認いたします。

報告事項 No. 2 平成29年第1回市議会定例会について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.2 平成29年第1回市議会定例会について」でございます。説明を総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.2 平成29年第1回市議会定例会について」、御報告をさせていただきます。

今回の市議会は、2月13日から3月17日まで開催されました。それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料(1)平成29年第1回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第8号「川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案22号「川崎市学校給食センター条例の制定について」の2議案でございます。

議案第8号につきましては、義務教育小学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額の設定を行うこと等のため、この条例を制定するものでございまして、3月13日に開催されました本協議会におきまして、審査が行われたところでございます。

審査の状況でございますが、質疑、意見等はございませんでした。

採決の状況といたしましては、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても、全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

続きまして、議案第22号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、川崎市立学校における学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センターを設置するため、この条例を制定するものでございまして、3月13日に改正されました文教委員会におきまして審査が行われました。

審査の状況でございますが、「学校給食センターの人員配置及び各役割」について質問いただきまして、「学校給食センターには、所長、事務職及び栄養士を配置していく。」こと、「所長はセンターの運営を統括する役割として、事業者であるSPC(特別目的会社)及び教育委員会事務局等との連絡調整等に当たる。」こと、「事務職員は、所長の指示のもと、各学校との連絡調整及び事務等を担当する。」こと、「栄養士については、給食の献立作成のほか、SPCと連携して学校給食センターの運営を推進し、各学校の食に関する指導等を行っていく。」こと、「また、各職員の配置人数につきましては、現在、各関係部署で調整をしており、具体的な人数は確定していないということで、教職員定数を定めた標準法やアレルギー対応に係る必要人員等、給食センターの特性を踏まえた配置をしていきたいと考えている。」こと等を答弁をいたしました。

また、「栄養士の配置人数」について質問いただきまして、「栄養士は各学校給食センターへの配置を検討しているが、具体的な人数は調整中であり、標準法に基づき、南部学校給食センターに3人、中部学校給食センターに3人、北部学校給食センターに2人を基本として検討を進めて

いる。」こと、「自校調理方式の学校では、各校に栄養士を1人配置している。」ことなどを答弁いたしました。

意見といたしましては、「学校給食センターの所長は、SPCや教育委員会事務局等との連絡調整といった重要な役割を担うため、適材適所の人員配置を行ってほしい。」こと、2ページにまいりまして、「市全体での食育の推進に当たっては、小学校に配置している栄養士の業務量が増加し、多忙化に拍車をかけることがないようにしてほしい。また、食育推進の中心は、各校に配置された栄養士であると考えため、市独自での配置により、栄養士を増やすことについても検討を進めてほしい。」こと、「他の自治体では、栄養士が調理現場にも学校へも頻繁に携わっているところもあるため、本市においても参考にしてほしい。」ことなどの御意見をいただきました。

採決の状況といたしましては、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても、全会一致をもって原案のとおり可決されたところでございます。

3ページにまいりまして、(2)平成29年第1回市議会定例会の答弁についてでございます。まず、①代表質問でございますが、今回は2月27日、28日の二日間で行われ、全会派から質問がございました。

主な内容といたしましては、県費負担教職員の市費移管に関するもの、いじめに関するもの、高等学校奨学金に関するもの、教員の勤務時間に関するもの、中学校給食の実施に関するものなどがございました。

4ページにまいりまして、②予算審査特別委員会でございますが、今回は3月7日から9日の四日間で行われ、質問委員53名のうち、23名の委員から35項目の質問をいただきました。

主な内容といたしましては、部活動の補助金に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの、定時制自立支援事業に関するもの、児童支援コーディネーターに関するもの、オーケストラ鑑賞事業に関するもの、公立高校入学者選抜における受検機会の拡大に関するものなどがございました。

5ページから22ページにかけまして代表質問、23ページから57ページにかけまして、予算審査特別委員会の質問及び答弁をまとめてございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。また、不明の点等がございましたら、事務局等にお問い合わせをいただければと思います。

以上で、平成29年第1回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

また、詳細は詳しくごらんいただくことでよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.2でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」でございます。引き続き、説明を総務部長にお願いいたします。

【小椋総務部長】

それでは、「報告事項No.3 市議会請願・陳情審査状況について」、御説明申し上げます。

今回は、前回、御報告いたしました平成28年11月22日開催の教育委員会定例会以降に提出・審査されました請願・陳情につきまして、御報告申し上げます。お手元の資料、「平成29年度市議会文教委員会に付託された請願・陳情の審査状況」の2ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、陳情第59号「川崎市立学校教職員の勤務時間等の適正な管理等を求める陳情」でございますが、「教職員の勤務実態の調査を直ちに実施することを進言・提言し、勤務実態を議会に明らかにすること。」などを求めるものでございます。

3ページにまいりまして、請願第26号「教職員の子どもと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務量を改善し、多忙な勤務実態解消と労働条件改善を求める請願」でございますが、「教職員の業務の精選、全市的行事や本務外業務の見直しを行い、多忙化解消にかかわる具体的な手だてを講じること。」等を求めるものでございます。

次に、請願第27号「教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」につきましては、「市教委は教職員の健康と福祉の増進及び、法律では認められていない時間外労働をなくすために、勤務時間の適正な管理を実施すること」等を求めるものでございます。

これら3件につきましては、去る1月26日に文教委員会において、一括して審査が行われました。

事務局からは、「これまで教職員の学校業務の負担軽減策といたしまして、少人数学級等の推進や新しい職を活用した学校運営等の取組、行政区ごとに配置した区・教育担当による学校と地域の連携強化等の取組、外国語指導助手や部活動外部指導者等の外部人材の活用等多面的な取組を行っている。」こと、「校長が教員の勤務時間を把握・管理する方法として、勤務時間記録簿を活用している。」こと、「継続的かつ計画的にメンタルヘルス対策を推進するため、平成18年度に『川崎市教職員メンタルヘルス対策推進計画』を策定し取組を進め、現在は第4次推進計画に基づいた支援を行っている。」こと、「教職員定数等の権限移譲に際しては、かわさき教育プランに基づいた効果的な教職員配置を目指して引き続き取り組んで進めていく。」こと、「既にスクールカウンセラーや学校法律相談員などの専門家、教育活動サポーターや部活動外部指導者などの外部人材を活用し、学校支援体制の整備を図っているが、学校現場を支援するための非常勤講師やサポーター、専門スタッフの配置の拡充については、国の動向を注視しつつ、効果的な配置を目指して取組を進めていく。」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「時間外勤務時間が減少していない理由」について質問いただきまして、「教育を取り巻く環境が大きく変化してきており、学校内における生徒指導や教科指導だけ

でなく、地域との連携に係る業務が増加していると認識しております。そのため教員の多忙化についての対応としては、勤務時間の部分だけでなく、学校運営業務全体の見直しを図っていく必要があると考える。」ことなどを答弁をいたしました。

また、「教員の人的配置の見直し」について御質問いただきまして、「県費負担教職員の市費移管に伴い、今後は本市が直接国に対して加配要求や定数の改善要求を行っていくことになる。」こと、「当面の間は、現在の県の基準からは大きく外れて現場が混乱することがないように、現状の加配分も含めた配置を保障できる体制を維持していく。」こと、「今後については、学校の課題に応じ、必要な人員の配置が柔軟に行える仕組みを構築していきたいと考えている」ことなどを答弁をいたしました。

また、「勤務時間管理のシステム化」について質問をいただきました。それに対しましては、「勤務時間管理に係るシステム化については、勤務時間等のデータ化だけではなく、データの活用の観点から研究をしていく。」ことを答弁いたしました。

また、「教育現場の現状に即した実態調査の実施」について御質問いただきまして、「実態調査の実施については、他都市における調査等の参考にしつつ、調査手法や調査範囲、調査結果の活用方法等も含めて検討していきたい。」と答弁をいたしました。

意見といたしましては、「正規の勤務時間以外の勤務時間を縮減するためには、学校の管理者である校長を中心に教員一人一人に目を向けたアプローチが必要である。」こと、「勤務時間の管理に当たっては、私的な判断が入らない仕組みを積極的に推進すべきである。」こと、「学校の現場では、正規の勤務時間以外の時間で子どもたちの指導に当たっている実態もあることから、勤務時間の観点のみで厳密に管理をしてしまうことには疑問を感じる。」こと、「教職員の学校業務の負担軽減については、業務内容等の精選の観点で積極的に取組を推進してほしい。」ことなどについて御意見をいただいたところでございます。

取り扱いにつきましては、「教職員のモチベーションを維持するためのシステムの検討及び学校業務の量と質の改善を進めるためにも教職員の現状を把握する実態調査は必須と考える」ことなどから、全会一致で趣旨採択となったところでございます。

続きまして、陳情第62号「県立川崎図書館の貴重な資料と機能をどのように運営するのか、具体的な説明と市民の意見を聞く公聴会の、川崎市での開催を求める陳情」につきましては、「県立川崎図書館の川崎の地で収集された貴重な資料を分散させず、その機能とともに川崎に存続させるよう県に働きかける」ことなどを求めるものでございまして、さる2月2日に審査が行われました。

事務局からは、「県立川崎図書館は県有施設であり、そのあり方については県が主体的に判断していくものと考えており、県立川崎図書館の貴重な資料の存続とレファレンス機能の維持については、今後も開催予定の会議の場において県に要望していきたいと考えている」こと、「平成28年11月に県立川崎図書館の移転に向けた市民との意見交換会が開催されたところであり、今後も適宜、意見交換等の開催を県に要望していきたいと考えている」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「今後の県との協議内容について御質問いただきまして、市立図書館の活用や県と市が連携した講座の開催等について県から具体的な検討を受けて検討していきたいと考えている」こと、「移転後の建物について、教育文化会館との兼ね合いを踏まえながら、除

却のタイミング等について、協議の場を活用し検討していきたいと考えている」ことなどを答弁をいたしました。

また、「社史や専門雑誌等の蔵書が分散してしまう」ことについて御質問いただきまして、「場所が離れても、閲覧や貸し出し、レファレンスの環境を一定程度整える旨、県から説明を受けており、具体的には今後協議調整していきたいと考えている」ことを答弁をいたしました。

また、「県立川崎図書館が市内にある意義や川崎区にこれまで存続してきた意義」について御質問いただきまして、「川崎にゆかりのある資料や書籍が多く蔵書されており、市民の寄せる思いが強いのは当然のことである」こと、「一方で、インターネットの飛躍的な普及により、公立図書館はそれぞれネットワークで結ばれていることから、そのような環境をどう活用していくかという視点も必要であると考えていること」について答弁をいたしました。

また、「各学校との連携の可能性」についても質問いただきました。「やさしい科学コーナー、県立川崎図書館のやさしい科学コーナーでございますけども、そこに配架されている図鑑等について、本市に提供されることになれば、学校図書館や市立図書館での活用について検討していきたいと考えている」ことについて答弁をいたしました。

意見といたしましては、「移転後も、市民に不利益がないよう閲覧やレファレンスなどのサービスを担保できるようにしてほしい」こと、また、「今後、県や市の施設のあり方を検討する際には、市民の前で公開しながら進めていただきたい」こと、「協議の場で、市としての主体的な考え方をしっかり申し述べていく」ことなどについて御意見をいただきました。

取り扱いにつきましては、「今年度協定書を締結し、県との協議の場を設けていくということで、今後も引き続き取り組んでいただきたい」こと、「市議会としてこれからも注視していきたい」ことなどから、全会一致で継続審査となりました。

続きまして4ページにまいりまして、陳情第30号「教科用図書選定審議会の公開を求める請願」についてでございます。これは、「川崎市審議会条例に基づき、教科用図書選定審議会の公開」を求めるものでございまして、去る3月13日に審査が行われました。事務局からは、「教科書採択に関する教育委員会会議は公開しており、教科用図書選定審議会の会議録等の資料については、採択終了後に公開し、採択の透明化に努めている。」こと、「採択を公正かつ適正に行うため、静ひつな環境の確保に努めている。」こと、「教科用図書選定審議会を非公開としている理由としては、広く関心が寄せられている教科用図書の採択について、審議会を公開することで発言者を特定することができるため、場合によっては、誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性があり、そのために自由・活発な議論をすることができなくなるおそれがあることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会を非公開としている」こと、「教科用図書選定審議会を非公開とする事の根拠としては、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第4号において、市の機関が行う事務又は事業に関する事項であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる」と規定されていることによるものである。」ことなどを説明したところでございます。

審査の状況につきましては、「教科用図書選定審議会を公開した場合に想定される事例」について質問いただきまして、「審議会の委員の中には、保護者から選ばれた市民も含まれており、審議会における自由・活発な議論に支障を来すおそれがあると考えられる。」こと、「会議録における

発言者を公開することについても、審議の中で個々の教科書の内容について詳細な発言をされるため、それにより誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性もあると考えられる。」ことなどを答弁いたしました。

また、「神奈川県における教科用図書選定審議会の公開状況」について質問をいただきまして、「県では、平成27年度に教科用図書選定審議会を3回開催しておりまして、そのうち採択基準、採択方法及び採択の進め方等を議題とした第1回及び県立特別支援学校小・中学部及び県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択を行った第3回目については公開しておりますけれども、平成28年度に使用する中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書選定委員会から研究資料について議題とした第2回目の会議は県の情報公開条例に基づき非公開の扱いとしている。」ことなどを答弁をいたしました。

また、「他都市における教科用図書選定審議会の公開状況」について質問いただきまして、「他の政令指定都市に聞き取りを行ったところ、本市を含む全ての政令指定都市で非公開の扱いとしている。」ことを答弁いたしました。

また、「教科用図書選定審議会からの報告が教育委員会会議で採択に与える影響」について質問をいただきまして、「教育委員については、対象となる教科書を事前に調査した上で採択に当たっているが、各教育委員が必ずしも全ての教科に精通しているわけではないため、調査すべき視点について教科用図書選定審議会から報告される各教科書の特徴をまとめた資料に照らして判断することからも、審議会からの報告は大変重要な役割を担う資料であると考えている。」ことを答弁をいたしました。

意見といたしましては、「保護者から選ばれた委員の発言については、個人情報保護の観点から一定の配慮をすべきと考えるが、法的な立場から審議会に出席している学識者や市職員については、発言に責任をもつべきであり会議録における発言者は可能な限り公開すべきである。」こと、「学校教育において、児童・生徒が物事を多面的に判断する思考を養うことが重要と考えるため、学校で使用する教科書の選定に当たっても多面的な視点から判断してほしい。」こと等について、御意見をいただいたところでございます。

取り扱いにつきましては、「教科用図書選定審議会において、自由・活発な議論がされ、委員が多角的な視点から多様な意見を出すことができる環境を守ることが重要であり、公開については慎重であるべきである」こと、「現在、特定された個人情報等がインターネット等を介して拡散され、誹謗や中傷の対象になるといった社会問題などを考慮すると、一般市民である保護者の方々が含まれる教科用図書選定審議会を公開することは好ましくないこと」などから、賛成少数で不採択となりました。

続きまして、陳情第31号「教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」でございますが、「教職員の勤務時間の実態と調査勤務時間の適正な管理を実施する」ことなどを求めるものでございまして、3月17日に付託され、今後、文教委員会において審査が行われる予定となっております。また、これに伴いまして3ページにございます、請願第27号「教職員の勤務時間の適正な管理を求める請願」につきましては取り下げとなっておりますのでございます。

続きまして、陳情第33号「教育格差をなくし、『ゆきとどいた教育』を求める請願」でございますが、「国の責任で35人以下学級を中学校3年生まで早期に実施するよう国に要望する」ことなどを求めるものでございます。この請願につきましても、3月17日に付託され、今後、文教

委員会において審査が行われる予定となっております。また、これに伴いまして2ページにございます請願第20号「教育格差をなくし、ゆきとどいた教育を求める請願」につきましては、取り下げとなったところでございます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

はい。議会におきます請願、陳情の審査状況ということで説明をいただきました。ただいまの説明で何か御質問などございましたらお願いいたします。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

はい。濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

質問ということでもないんですけど、教職員の勤務実態のことが結構出てますけれども、例えば時間とか数字で調査をしてあらわしたからどうかではなくて、学校の中に残っていて退社というか帰った時間で勤務時間が何時間だったとかではなくて、日々きつと家でも持ち帰りの、考えたり、子どもに対することでいろいろ御苦労されていると思うので、数字や何かであらわせるものではないなというのをすごく思うんですけども、その辺を考慮しながら、ただただ数字で、何時間労働がオーバーしたとかそういうことではなくてね、先生というお仕事はやっぱり人を育てるといふか、家庭のことから地域のことから全てのことを加味して子どもを育てているわけで、全員で。ですから、その辺を含めた上で、ただただ調査をして、数字であらわしていくという方法は、私はあまりよくないかなというふうに、先生もいろんな、それぞれの先生だって家庭があるわけで、学校で残って仕事をしているからたくさん仕事しているわけじゃなくて、いろんな形で家に帰ってもそのことを考えてやっていらっしゃると思うので、その辺も含めたあらわし方というかそういうふうになっていくといいなというのをちょっと思いました。よろしく願いしたいと思います。

【渡邊教育長】

御意見ということでよろしいでしょうか。

【濱谷委員】

はい。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.3でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項 No. 4 小杉駅周辺地区新設小学校の進捗及び通学区域等の検討状況について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No. 4 小杉駅周辺地区新設小学校の進捗及び通学区域等の検討状況について」でございます。説明を教育環境整備推進室担当課長にお願いいたします。

【渡邊教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「報告事項No. 4 小杉駅周辺地区新設小学校の進捗及び通学区域等の検討状況」につきまして御説明させていただきます。

資料の表紙をおめくりいただき、資料1をごらんください。

事業の取組でございますが、初めに「工事契約の締結」につきまして、川崎市まちづくり公社による立替施行の実施により、このたび、まちづくり公社のほうで、平成29年3月30日付けで建築工事の契約を締結いたしましたので、工事契約手続に準じる形で御報告いたします。

建築工事の契約概要でございますが、工事名は、「仮称小杉小学校新築工事」。工事場所は、川崎市中原区小杉町2丁目295番1。契約の方法は、一般競争入札。契約金額は、34億5,600万円。完成期限は、平成30年12月28日。契約の相手方は、大山・野州共同企業体でございます。

構造・規模につきましては、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造り、地上5階建てでございます。

建築面積は、4,737㎡。延床面積は、11,292.25㎡でございます。

続きまして、「2 新設小学校通学区域等の検討状況」でございますが、現在、学校予定地の通学区域校であります西丸子小学校を初め、上丸子小学校、今井小学校、中原小学校を検討対象校とし、PTAを初めとする学校関係者、地域関係者の代表で構成する「通学区域等検討会議」を設置し、具体的な検討を進め、平成29年3月に開催しました会議で素案を整理したところでございます。

素案内容でございますが、学校名につきましては、中原区在住・在勤・在学の方を対象に募集し、計22件の応募をいただきまして、「小杉」という地名をもとにした校名案を多くいただいたところでございますので、候補案としまして漢字表記の「小杉小学校」と平仮名表記の「こすぎ小学校」の二つの案をまとめたところでございます。子どもに親しまれる学校名となるよう、学校・地域関係者の御意見を踏まえながら決定してまいります。

また、新設小学校通学区域の設定につきましては、学校の適正規模化、通学の安全性、地域の活動状況等をもとに、通学区域等検討会議や保護者アンケートでの御意見をいただきながら検討を進め、今井小学校の将来的な過大規模化の解消を図ることや西丸子小学校の適正規模化の維持、

新設小学校の学校規模等にも考慮した区域という点を十分に踏まえまして、検討対象の小学校の方向性を整理いたしました。

初めに、西丸子小学校につきましては、適正規模化の維持を図るため、学校予定地の小杉町2丁目地域のみを新設小学校通学区域といたします。

次に、上丸子小学校につきましては、将来的な児童増加への対応が可能と判断し、通学区域は現行どおりといたします。

次に、今井小学校につきましては、将来的な過大規模化の解消を図るため、今後も開発状況等により児童増加が見込まれる小杉町3丁目地域を新設小学校通学区域といたしますが、地域全体を対象とするのか、地域内の大規模集合住宅のみを対象にするのかについて検討を進めているところでございます。

最後に、中原小学校につきましては、将来的な児童増加への対応は可能と判断し、通学区域は現行どおりといたします。

1枚おめくりいただき、資料2-1をごらんください。

通学区域等検討会議の中で御提案いたしました八つの候補案でございます。この中から先ほど御説明いたしました検討対象の小学校の方向性に基づき、二つの案にまとめたところでございます。

1枚おめくりいただき、資料2-2をごらんください。こちらがまとめた二つの候補案でございます。

1枚おめくりいただき、資料2-3をごらんください。D案の通学区域を地図でお示したものでございます。

1枚おめくりいただき、資料2-4をごらんください。G案の一部修正案の通学区域を地図でお示したものです。

1枚おめくりいただき、資料3をごらんください。新設小学校設置に伴う、中学校通学区域の候補案でございます。これらの候補案について、対象小学校の保護者や地域の皆様の御意見をいただきながら、通学距離、通学の安全性、地域の活動状況等を踏まえて、新設小学校及び既存中学校通学区域の最終案をまとめてまいりたいと考えております。

参考資料といたしまして、新設小学校の建物概要に関する資料でございます。後ほど御参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。

【渡邊教育長】

小杉駅の周辺地区の新設小学校についての現状についていろいろと御説明いただきました。何か御質問などございましたらお願いいたします。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

はい。小原委員、どうぞ。

【小原委員】

ちょっと学区に関してなんですけども、かなり言葉で書いてあるんですごく難しく感じるんですけど、要するに二つの案にするかは、新しくマンションが建ったりとかそういうところをメインの対象として児童を持ってくるか、そういうことなんですか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

新しく建ったマンションというか、一帯の開発状況という形で考えております。小杉駅周辺では確かにタワーマンションとかたくさん建てられていますので、それに伴う人口増加、そして児童の増加というところで考えておりますので、マンションだけということではなくて、一体的な開発の状況で考えたいというところです。

【小原委員】

ほかの学校の学区を割っていくという形ではないということですか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

ほかの学区というのは、今井小学校の学区については現在、先ほど申しましたように、D案とG案を一部修正という形で二つ残しているんですけども、そちらでの学区としての町名は小杉二丁目と小杉三丁目というのがD案になります。小杉二丁目というのは、西丸子小学校の学区ということになります。小杉町三丁目というのが今井小学校の学区なので、二つの学校の一部をあわせてという形になります。

【小原委員】

はい。わかりました。

【渡邊教育長】

大変詳細な資料をつけていただいて、ここまでまとめる御苦労も大変だったと思いますけども、現時点においては、資料2-2にあるようにD案とG案に絞られてきていて、今後、先ほど説明があった内容について検討していくと、そういうことでよろしいですね。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

資料の後ろに載ってるんですけども、何かこの学校、参考資料に載っているんですが、この学校の何か特色というか、建築上の特色って何かあるんでしょうか。もしあったら教えていただき

たい。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

こちらは、敷地的にはあまり広くはない。

【吉崎教育長職務代理人】

敷地は広くない。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

はい。ということもございまして、その中でいかに活動場所等を確保するかということも一つの懸案としてありまして、校庭、グラウンドのほかに体育館の上になりますけれども、そちらに約800平方メートルぐらいの広さをもった屋上グラウンドというか運動できるスペース等を設けております。

【吉崎教育長職務代理人】

危険性とかないですね。大丈夫ですか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

その点については十分考慮してつくっております。

【吉崎教育長職務代理人】

要するに運動場が狭いので、その分を屋上のほうの代替運動場というか、新しい運動場をつくるということですね。そういう特色ですね。ほかにはございますか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

ほかには、あと、今、木質化というものがあまして、これは文科省のほうで推奨しているものなんですけれども、内装をできるだけ木を使って、ぬくもりのある、子どもたちが安心して学べるような環境をつくらうということで、木質化についても取り組んでおります。

【渡辺教育長】

この参考資料に絵がありますけれども、ここで木材のような色をしているところは実際の木材ですか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

そちらは木材ではないです。学校の中については木材です。

【吉崎教育長職務代理人】

何かこれ様子を見ると5階建てに見えないんだけど、5階建てなんですか。

【濱谷委員】

5階がプールとか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

5階部分はプールと、あと更衣室を設けておりますので表記上は5階建てとしております。

【吉崎教育長職務代理者】

ああ、それ5階建て。建物は4階までですね。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

これ川崎にとってこの町の中といいますか、新しくできた町ですけれども、代表的な小学校になると思うんですが、何か川崎にとってこういう5階建ての学校というのは、これで本市の特色として何か打ち出すようなものがありますか。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

5階建て。

【吉崎教育長職務代理者】

いや、建物だけでなく。これ場所、立地条件も駅に近くて川崎にとっては非常に特色ある地区ですよ、小学校として。だからそこで何か川崎としては何か特色を出すとか、そういう点もあるんですか。それとも公立校ですからあまり特色出し過ぎてもということもあるんですか。

質問の意味わかりますか。この立地について、何か学校としての特色というのも川崎として意味もあるかなというふうに思っているんですよ、いい意味で。その辺で何か考えていることあるんですか。

【渡邊教育長】

これから開校の準備のほうでどういった学校にするかというのを詳細詰めていきますので、まだ現時点においては建物をどうするかだったり、まだ通学区域も定まっておりませんので、まずそこを固めてから実際にどういう、ソフト面ですね。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

そうですね。

【渡邊教育長】

学校をつくっていくかというのはこれからですね。

【渡辺教育環境整備推進室担当課長】

これから、進められると思います。

【吉崎教育長職務代理人】

また、報告があるということですね。はい。結構です。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項No.4でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

報告事項 No. 5 部活動適正化に向けた取組について

【渡邊教育長】

次に、「報告事項No.5 部活動適正化に向けた取組について」でございます。説明を健康教育課担当課長にお願いいたします。

【辻健康教育課担当課長】

それでは、私のほうからは、部活動の適正な運営に向けての取組の概要について御報告させていただきます。それでは、お手元の資料1、部活動の適正な運営に向けての取組の概要をごらんください。

初めに、平成28年度に開催いたしました「川崎市立中学校部活動検討専門会議の設置の趣旨」について御説明させていただきます。

部活動は教育的側面での意義が高い一方で、行き過ぎた指導や勝利至上主義に偏るとさまざまな弊害を生む可能性があることから、部活動の適正な運営に向けて、本市の中学校の生徒、保護者、教職員が感じている実態を把握し、その改善に向けた方策を検討することを目的に、平成28年5月より、有識者並びに市立中学校長会、市中学校体育連盟、県中学校文化連盟、市PTA連絡協議会及び教育委員会事務局の代表で組織する「川崎市立中学校部活動検討専門委員会」を4回開催し、検討を進めてまいりました。

各中学校には、本専門会議の取りまとめとして、「部活動の適正な運営に向けて」の報告書を示し、五つの具体的な取組を推進していくことといたします。

以下、本専門会議における報告をさせていただきます。

2.「本市の中学校部活動実態調査」でございますが、昨年11月より、生徒、教職員、保護者それぞれを対象に部活動の実態調査を行いました。この調査結果に基づき、部活動の実態とその

課題について把握したところでございます。

次に、3.「部活動の実態調査からみた現状」をごらんください。三者への調査を総合して、その特徴を御説明いたします。

(1)「部活動の週平均活動日数」につきましては、「週7日」と回答した割合が、生徒29.1%、教職員25.7%、保護者27.7%となっており、約3割弱の部活動が週7日活動している現状があります。

(2)「部活動で困っていること、心配していること」につきましては、生徒の50.2%が「勉強との両立」と回答し、次いで「もっと休日が欲しい」が38.6%となっており、部活動以外に充てる時間の確保や、さらなる休養日の設定等を求める割合が高いことがみてとれます。

(3)「担当している部活動の競技・活動経験」につきましては、教職員の48.8%が「担当している部活動の競技・活動経験がない」と回答しており、約半数の教職員が部活動指導に専門的な知識・技能を持っていないことがわかります。

(4)「部活動の指導時間」につきましては、教職員の38.6%が「平日の朝、部活動指導を行っている」と回答しています。また、平日の放課後は、日没までの時間が長い時期は、「2時間以上3時間未満」が56%、日没までの早い時期は、「1時間以上2時間未満」が62.3%と多くなっており、授業終了後の放課後、数時間にわたって多くの教職員が部活動指導に当たっております。

2ページをお開きください。(5)「部活動の休養日」につきましては、教職員の35.1%が「土曜日・日曜日どちらかを休養日に設定している」、17.1%が「定期的な休養日は設定していないが1週間連続した活動にならないようにしている」、12.8%が「土・日連続して活動した場合は、平日に休養日を設定をしている」と回答しておりますが、21.4%の教職員は「定期的な休養日を設けていない」と回答しております。

(6)「生徒の休養日の状況」について、教職員の44.1%が「定期的な休養日を設定しており、生徒は休養を十分とれている」、28%が「不定期ではあるが休養日を設定しており、生徒の休養は十分にとれている」としており、合計72.1%の教職員が「生徒は十分に休養はとれている」と回答しております。反面、13.7%が「不定期な休養日の設定のため、生徒の休養は足りないと感じている」、また、6.2%が「定期的な休養日を設定しているが、生徒の休養は足りないと感じている」としており、合計で19.9%の教職員が「生徒の休養日が足りない」と回答しております。

(7)「部活動の指導」につきまして、指導する教職員が、「日常の部活動の指導をどのように感じているか」についての質問に、42.7%が「生徒の重要な活動として前向きに取り組んでいるが、負担感を感じている」、また、20.7%が「生徒の重要な活動として前向きに取り組んでおり、大いにやりがいを感じる」、16.9%が「要請により引き受けたので、無理をせず、可能な範囲で指導に当たっている」、10.7%が「自分の得意なこと、好きなことであり、自分自身も生徒と共に楽しんでおり、負担感を感じない」と回答しております。これらの結果から、約4割の教職員は部活動指導が負担であると回答しております。

(8)「部活動の活動日数や時間」について、部活動に加入しているお子さんを持つ保護者は、4.3%が「多すぎる」、20.9%が「やや多すぎる」、61.7%が「ちょうどよい」、9.9%が「やや少ない」、3.2%が「少ない」と回答しており、「多すぎる」「やや多すぎる」と感じて

いる保護者は合計で約25%でございます。

実態調査の概要については、以上でございます。

次に、本調査結果をもとに、本専門会議では、部活動の課題として二つの課題を挙げております。

まず、一つ目として、科学的裏づけ等生徒への説明と理解に基づく指導が必要であるという点です。本市の部活動週活動日数が「ほぼ毎日」である部活動は、三者の調査結果からいずれも約3割で、また、約4割の生徒が「もっと休養日が欲しい」と回答しております。いい練習とは長時間練習をしたり休みなく練習することではなく、より効果的、効率的な方法を導入した指導方法に基づく練習であり、科学的知見等を参考にした練習であると考えております。指導する教員は自分自身のこれまでの経験のみに頼ることなく、指導に関して科学的・論理的なものを積極的に習得し、指導に活用すべきであることが求められます。

次に二つ目として、生徒の自主的・自発的を尊重した部活動の健全な運営に向けた環境整備が必要という点ですが、継続的に部活動を行う上で結果を求めることが自然であり、それを学校や保護者が支援するのは当然ですが、いわゆる勝利至上主義に偏り、結果を求め過ぎるあまり、学校、生徒、保護者それぞれが過重な練習を黙認し、生徒が疲労している状況にもかかわらず長時間にわたって練習をさせたり、過重な負担、負荷を強いた練習、指導の許されない発言や態度等といった不適切な指導が起り得ることが心配されるところです。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、教職員の長時間労働が問題視されております。指導する部活動の競技・活動経験が少ない教職員が約半数にも及ぶ中、教職員の負担軽減を図ることも必要であります。このような状況も踏まえながら、生徒にとって健全な部活動の環境整備が求められます。

3ページをお開きください。これらの課題を踏まえまして、本専門会議では、川崎市の部活動の適正な運営を進めるための五つの具体的な取組を各学校に提案いたします。また、スポーツ庁では、29年度中に総合的な部活動の実態調査を行い、29年度末には運動部活動の在り方に関するガイドラインを作成することとしております。本年度は、国の動向を注視しながら、まずは川崎市立中学校として以下の五つの取組を実践し、国のガイドライン作成を受け、本市としての部活動のガイドラインの作成に取り組む予定でございます。

各学校に提案する取組は次の五つでございます。

- (1) 1週間の中に、最低1日の休養日を必ず設定する。
- (2) 学校として、または各部毎に、週の休養日以外のノー部活動デーを月予定の中に設定する。
- (3) 早朝練習を実施する場合は、生徒・家庭・教職員の過度な負担とならないようにする。
- (4) 保護者会を年数回開催し、指導についての共通理解を深める。
- (5) 教職員の指導力向上を図るための研修に取り組む。

各学校では、これらの取組を推進し、管理職は各部活動からの活動計画書等をもとに、取組状況の把握に努め、確実な実施を進めてまいります。

以上、「部活動の適正な運営に向けての取組の概要」について説明をさせていただきました。

続きまして、資料2といたしまして、冊子の「部活動の適正な運営に向けて」について御説明させていただきます。お手元の資料を1枚おめくりください。

目次をごらんください。1 ページ目は、「川崎市立中学校部活動検討専門会議設置の趣旨」、同じく1 ページ目からは、「本専門会議において取り上げた課題」として、(1) 部活動の位置づけ、2 ページ目に (2) 国の動向、4 ページ目から (3) 本市の部活動の現状として、実態調査の結果、7 ページ目から (4) 本市の部活動の課題、9 ページ目から、部活動の適正な運営に向けて、11 ページ目は、平成28年度川崎市立中学校部活動検討専門会議の経過となっておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続いて、A4の1枚の資料3は、本冊子を各学校に送付する際の鑑文となっております。教育委員会事務局としましては、本専門会議で各学校に提案された取組をもとに、バランスのとれた部活動の運営に向けた取組として、次の1から3の内容を確実に取り組んでいただくことをお願いいたします。

資料についての説明は以上でございます。最後になりますが、本専門会議では、今後とも部活動の適正な運営に向けて国の動向を注視しながら、諸課題の解決に向けての検討を進めてまいりたいと存じます。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

はい。部活動についての御説明でございました。部活動検討専門会議、まず、ここから出された、報告書と呼ぶのでしょうか。これに、基づいた内容のまず御説明があつて、最後に事務局としてこの報告を踏まえてどのように学校に働きかけていくのか、そういう流れでの説明だったというふうに思います。委員の皆さんから御質問などございましたらお願いいたします。

【中村委員】

いいでしょうか。

【渡邊教育長】

はい。中村委員、どうぞ。

【中村委員】

3 ページのところにスポーツ庁が、29年度末には運動部活動の在り方に関するガイドラインを作成すると書いてありますけれども、川崎市の場合はスポーツに限らず文科系も含めてという理解でよろしいでしょうか。

【辻健康教育課担当課長】

はい。そういうふうに考えております。

【渡邊教育長】

また今後、スポーツ庁からでしょうか、一定の方向性などが示された場合には、それも含めて改めて本市としてどのようにしていくかという、そういう姿勢でよろしいということですか。

【辻健康教育課担当課長】

そうですね。一応、先ほど申し上げましたとおり、本年度、スポーツ庁のほうで全国的な調査をし、そしてガイドラインの作成を年度末に示すという形になっておりますので、それを受けまして本市としては、本市に沿った形のガイドラインを作成していくと考えております。

【中村委員】

そのとき、先ほど確認したのは、やはりスポーツだけじゃなく文系も、私はコーラスをやっていたのですが、スポーツ系だけのような回答でしたので、両方、ぜひお願いいたします。

【辻健康教育課担当課長】

スポーツ庁については、運動部活動に特化した形のものでございますけども、本市としましては、部活動、文化部も運動部もという形のものと考えております。

【小原委員】

ちょっと幾つかお聞きしたいんですけども、資料1の1ページの実態調査のところの(3)ですね。48.8%が活動経験がないという顧問の先生という結果が出ているんですけども、3ページの部活動の適切な運営に向けた五つの提案というところには、こういうことというのは書かれていないんですか。

【辻健康教育課担当課長】

約半数の教職員がやはり自分の経験をした種目を顧問できてないという問題については、やはり人的な関係もございしますが、中には学校事情でやはり例えばバスケット部の顧問が5人ぐらいいらっしゃる場所もあるんですね。そこへ5人もバスケット部の顧問にはできないものですので他の種目に変わっていただいたりとか、そういうふうな形でしております。こちらのほうについてはなかなか人的なものもございしますので、そこについてはちょっとこちらのほうには入れてはないんですけども、ただ、部活動というのは専門的な技術以外にもやはりメンタル的なトレーニングであったりとか、または逆に先生方が学校の中でいろいろと抱えている問題、悩みみたいなものをお互いに話し合う場、顧問会というのもございしますので、そういうことも含めた形で検証していただくような形で捉えてこちらのほうには載せてあります。

【小原委員】

つまり研修で補うということですか。

【辻健康教育課担当課長】

はい。

【小原委員】

配置等でそういうことを多少考慮していくということは考えないということですね。

【辻健康教育課担当課長】

そうですね。そちらのほうについては、当課のほうでもなかなか難しいところでもございますが。

【小原委員】

難しいのは確かに難しいと思います。

【辻健康教育課担当課長】

ええ。

【小原委員】

2 ページの本市における部活動の課題に、科学的裏づけ等というふうに、科学的裏づけと生徒への説明と理解に基づくことが必要であるというのを、これ結構専門職じゃないとやった経験がないと言えない部分があるんじゃないですか。それにもかかわらず、それを研修で補うというふうな方向になっていくのはかなり難しいんじゃないかなというふうに僕は思ってます。まして、先生、異動しますから、そうすると異動した先で部活が変わるという可能性だってあるわけですよ。その辺を踏まえた上で果たしてこれがどこまでできるのかというのは、やはり疑問かなというふうに思っております。

それと、あと2 ページの調査の中の(6)の生徒の休養日の状況というところで、教職員にアンケートをとっているんですけども、これ本来、生徒にとるべき内容じゃないですか。

【辻健康教育課担当課長】

生徒のほうにもここについては不安感という項目もございまして、生徒のほうも休養日の必要性というようなことを書いております。

【小原委員】

なので、先生たちはとらせているつもりだというふうな解釈をするかもしれないですけど、現実、生徒がとれていると感ずるかどうかはこれはわかりませんよね。なので、この辺はちょっとどういうふうに考えていけばいいのかなというのが一つ。

それと3 ページの部活動の適切な運営に向けた五つの提案の中の(1)の三つ目の丸の、年間を「ハイシーズン」「オフシーズン」と区別し、というふうになっているんですけど、中学校の部活の中でハイシーズンとオフシーズンというのはどういうふうな分け方ができますか。

【辻健康教育課担当課長】

種目によってはあるんですけども、ただ、基本的に日没までの時間が長い時間帯の時期と短い時間等がございまして、その辺のところをハイシーズン、オフシーズンというふうに考えてやっていきたいなというふうに思いますが。

【小原委員】

ああ、そうですか。私の感覚で言うと、大会が近いとか大会が遠くないとかそういう判断なのだろうかというふうに思ったんですけども、そういう形ではないということですね。

【辻健康教育課担当課長】

大会も今、実際には大きな大会、中学校体育連盟が主催している大会と。

【小原委員】

総体。

【辻健康教育課担当課長】

はい、総体というのがございまして、ただ、種目によってはそれ以外に連盟であるとか、そのような大会がございます。基本的には先ほど申し上げた中学校体育連盟が主催する大会、それが実際には練習時間の長いところもございまして、そのあたりのところをハイシーズン、それ以外のところをオフシーズンというふうに考えてやっていくということでございます。

【小原委員】

わかりました。

【吉崎教育長職務代理者】

いろいろ興味あるデータが出ておりまして、これ、すごく読み込まないといけないなど。まず1点目、ずれなんですけども、子どもと教師のずれ。子どもは部活動約4割はやっぱり休日欲しいよと言ってますね。一方、先生は、子どもの休養が足りないと思っているのは2割なんです。4割と2割という結構ギャップがありまして、先生のほうは子どもほどは休養というものに対する意識が低いというか、割と子どもにとってこれ大変な問題なので、これは実態が意識ずれていると、いろいろ提案はしているけど実施されない可能性があるなということが1点。

二つ目はもっと深刻な問題は、2ページの7なんですけど、教師間でずれがあるということですね。これは小原委員の言っていることにかかわるんですけど、7、4割は負担だと言っているわけですね。6割はやりたいと、充実していると。これ真っ二つに割れているんですよ、教員のほうが。つまり得意、不得意ということもあるだろうし、体育の先生というのは非常に教員としてなりにくいんですが、自分の特技を生かせるとか、音楽の先生も一部含まれますが、それを生かすのは部活というのは非常に大きいということで、仕事のやりがいにつながる人もいるし、自分はあまりそれに向いてないというか、適切どころの部活をしてないので負担だと思っている人と結構これ割れてるということです、中が、職員が。このことの問題を深刻に受けとめないで、勧告って勝手にいえばわかるんだけど、深いところに行っていないのかな。この辺の議論は専門家会議、検討会議でどういう議論になっていましたか、今の2点のずれについてどういう話し合いがなされましたか。

【石岡健康教育課指導主事】

多様な、やはり考えがあるので、それを一概に片方に肩入れして判断するのは難しいんですが、

多様な先生方も保護者も子どもたちも考えがあるので、それを埋めていくような保護者会だったり、あるいは先生方のコミュニケーションとするような会だったり、そういうものは積極的に必要だなというこの議論はありましたけれども、実際、そこを解決するというこの議論までは至らなかったというところがございます。

【吉崎教育長職務代理者】

つまりね、そこが非常に、日本の部活の持っている長所と短所がありまして、これはやっぱり深く議論しないといけない問題がすごくあるんだね、単純じゃなく。これ生徒指導の問題もあるしいろいろあるんですが、ただ、子どもが4割は疲れていると、休養が欲しいと言っているのに、先生は2割しか感じないというのは、僕はどうもちょっとこれずれが大きくて、子どものことを考えたらもう少し子どもに寄り添うということをやするために、そのためにこれ提言があるんでしょうが、ただ、実施されないなど、なし崩しになりそうな気もするので、この辺をきちっとやれるのかどうかということですね、一つは。この点をもう少しどういうふうに考えていますか、この提言というものが現場において実施されるのかどうか。

【辻健康教育課担当課長】

今回におきましては、実際にこの提言されている内容についてはこれまでもある程度取り組んでいるところなんですけども、やはりこれはしっかりと実施していただくような形で教育委員会としても各学校のほうに周知していきたいというふうに考えております。

【吉崎教育長職務代理者】

でも、できていますか。できますか、これ。五つの提言、特に三つの提言言っていますよね。

【辻健康教育課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

これできないと子どもが今言っている、疲れている、休養したいのは4割の子が先生は2割しか感じてないときに、これちゃんと実施できるんでしょうか。

【渡邊教育長】

今後、学校へどのような手順で伝えていくか。もしも、決まっていることがあれば少し説明していただければよろしいんじゃないかと思います。

【辻健康教育課担当課長】

こちらのほうの今、資料3のところにありますように、学校のほうにつきましては、特に各部活動の活動計画等も踏まえて、それを管理職のほうでしっかり把握をしていくという形で提案をさせていただきます。

【吉崎教育長職務代理者】

うん、よほどしないと、これ子どもとのずれが、私、非常に気になってまして、それとその背景にやっぱり教員の中が割れているということも大きいんじゃないかなと思って。これ、どうしますか。これ6割はやっぱり生きがいにしていないんじゃないんですか、先生方も、やりがいて。4割は負担って。これは勤務の長時間の問題とかにかかわってきますよね。この辺はどういうふうに考えていったらいいんですか。簡単な話じゃないような気がするので、中学校のこれからいろんなことを考えていくときに。

【辻健康教育課担当課長】

昨年度はこの専門会議の中で検討してまいりましたが、実際にこういう提案をさせていただきながら、また再度、今後、またその検討会議を開催しながら、また実態なども確認しながら進めていきたいというふうに考えておりますけども。

【渡邊教育長】

昨年度のちょうど末、3月23日に出された第4回が開かれたわけですが、その後に出された提案だと思しますので、まだそういった意味では委員さんからお話あったように、十分これを読み込んでそれぞれ意識のずれなどが、ずれと言いましょかね、いろんな方がいらっしゃるということ踏まえて、お話があったようにどういう形で徹底していくのかということをしかりと進めていただくことが大事じゃないかと思うんですよね。特にこのずれについては今後スポーツ庁がいろいろとまとめていくということで、その中で恐らく専門家の方々が科学的な裏づけなどをもとにいろんな提言もなされると思いますから、そういうことも含めて市内の先生方、生徒、場合によっては保護者の方に十分御理解いただかないと、中には保護者の方が休まないでもっとやってほしいという強い意向を示されるところもあると思いますので、その辺、学校だけではなくて保護者の皆さんも含めてどのように川崎の部活動を進めていくのか、そこを共通理解しながら取り組めるように今後進めていただければ今の委員さんの皆さんのいただいた意見が生かされるんじゃないかと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

【中村委員】

中学の部活の実態をわかっていないので教えていただきたいんですけども、顧問の先生は教員ですよ。そのほかに地域の方とかは全然かかわっていないんですか。

【辻健康教育課担当課長】

今、外部指導者という形で、なかなかやはり専門性のない先生が顧問をした場合に、それを補うための専門的な知識を得た地域の方々を外部指導者といった形でお願いをしているものでございます。

【中村委員】

そういう方をもっともっと活用していくような方向というのは考えられているのでしょうか。

【辻健康教育課担当課長】

今、それも考えております。

【渡邊教育長】

国が制度化したものはありますよね。今後それをどのように進めていくかというところも検討課題にしなきゃいけないんですよ。

【辻健康教育課担当課長】

それもいろいろと課題、いい部分となかなか難しい課題的なところもございますので、それについては慎重に検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

それでは、そろそろよろしいでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

はい。結構です。

【渡邊教育長】

では、改めてただいまの報告事項No.5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.5は承認といたします。

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

次に、報告事項No.6でございます。「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」でございます。説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、緊急やむを得ない事情があるため、教育長が平成29年3月31日に臨時に代理をし、一部改正規則及び一部改正訓令を制定したことにつきまして、同条第2項の規定に

基づき御報告するものでございます。

初めに、「1 川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

制定理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

次に、改正の概要でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するものでございます。

また、この規則の施行日は、平成29年4月1日でございます。

次に、「2 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

制定理由でございますが、「教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございます。

改正の概要でございますが、平成29年3月23日の教育委員会会議で可決されました「川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令」の第7条において「川崎市立高等学校の教職員の休職者の給与に関する規程」の一部改正を行いましたが、教育公務員特例法施行令の一部改正に伴い、引用条文の条ずれに対応するものでございます。

この訓令の施行日は、公布の日から施行するものでございます。なお、資料として今回制定した規則及び訓令並びに新旧対照表を添付していますので、後ほど御参照ください。

以上、報告事項No. 6について御説明申し上げます。

【渡邊教育長】

臨時代理の報告ということでございます。法令の改正に伴った所要の整備ということで説明をいただいたものでございますが、質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの報告事項No.6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No. 6は承認いたします。

報告事項 No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理と専決事項の報告について

【渡邊教育長】

続きまして、「報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理と専決事項の報告について」でございます。教育改革推進担当担当課長をお願いいたします。

【田中教育改革推進担当担当課長】

「報告事項No.7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理及び専決事項の報告について」、御説明します。

本日の報告は川崎市学校運営協議会委員の委嘱・解嘱及び任免についての内容です。

このたび、学校運営協議会設置校2校から、委員の任期途中の変更につきまして、報告書の1ページ並びに2ページの一覧のとおり報告がございました。地域住民委員及び保護者委員の委嘱・解嘱につきましては1ページに、教職員委員の任免につきましては2ページにそれぞれ示してございます。

このうち上丸子小学校につきましては自治会役員の改選による地域住民委員の変更、校内分掌の変更に伴う教職員委員の変更並びに新たに寺子屋コーディネーターを地域住民委員として1名追加し、代わりに教職員委員を1名減員するものでございます。

金程小学校につきましてはPTA役員の改選による保護者委員の変更と校内分掌の変更に伴う教職員の変更でございます。

報告を受け、上丸子小学校につきましては4月7日付けで、金程小学校につきましては4月14日付けで、それぞれ教育長の臨時代理による委嘱・解嘱及び教育長の専決事項による任免を行いました。

なお、教育長の臨時代理を行った理由でございますが、去る4月6日に開催されました教育委員会の時点では、各校からの委員変更の報告が間に合わず、かつ、今年度第1回目の学校運営協議会の開催が、上丸子小学校は4月8日、金程小学校は4月17日に設定され、それに間に合わせるため臨時代理を行いました。

なお、各委員の任期につきましては、いずれも、第1回学校運営協議会の開催日から、各校の指定満了日である平成31年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

学校運営協議会委員の変更についての御説明でございました。何か御質問はございますか。

それでは、ただいまの報告事項No.7を承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項No.7は承認といたします。

9 議事事項 I

議案第2号 川崎市立さくら小学校重複障害指導グループの川崎市立田島支援学校小学部「分教室化」について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項のローマ数字のⅡのところに入ります。

失礼しました。議事事項のローマ数字のⅠのほうですね。失礼しました。

「議案第2号 川崎市立さくら小学校重複障害指導グループの川崎市立田島支援学校小学部『分教室化』について」を取り上げます。説明を指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

それでは、「議案第2号 川崎市立さくら小学校重複障害指導グループの川崎市立田島支援学校小学部『分教室化』について」を御説明申し上げます。

お手元のA3横の資料、「議案第2号 川崎市立さくら小学校重複障害指導グループの川崎市立田島支援学校小学部『分教室化』について」をごらんください。

タイトル行の下、資料の上段の枠内でございますが、本議案は、「一人ひとりの障害の特性に対する指導や人とのかかわりの指導を充実させつつ、障害のある子どもも障害のない子どもも、それぞれの違いを認め、尊重し、共に学び合える場の設定を推進させるとともに、これまでの実践を継続・発展させ、持続可能なものとしていく等のため、さくら小学校の『重複障害指導グループ』を田島支援学校小学部の『分教室』とするもの」でございます。

資料左欄をごらんください。1の「これまでの経緯」でございます。

重複障害指導グループは、もともとは市内4つの小学校に設置されておりました重複障害特別支援学級（通称「たんぼぼ学級」）が、これまでの経緯によって変化したものでございます。

この重複障害特別支援学級につきましては、昭和44年より、重い障害のある児童の学びの場として、大戸小学校、稲田小学校、東桜本小学校、同校は現在のさくら小学校でございますが、そして、麻生小学校の4校に順次設置した、全国でも先進的な学級でございました。

一方では、重複障害特別支援学級には、特別支援学校が教育の場として適切と思われる児童が在籍しているものの、制度上は、学校教育法第81条に規定する特別支援学級であるため、学級種別ごとに8人までで1学級となっており、その結果、教員等の配置数や児童の健康・安全面の管理体制に課題が生じておりました。

また、重複障害支援学級が設置されていることによりまして、81条に規定する特別支援学級を、この4校には設置することができず、学区内に居住している81条の対象となる児童は、近隣の他の小学校に指定変更して就学せざるを得ない状況がございました。

これらのことから、平成17年3月策定の「川崎市特別支援教育推進計画」におきましては、「重複障害特別支援学級については、4校の状況が異なるので、それぞれの学級ごとに、養護学校の整備状況を勘案しながら、特別支援教室か養護学校の小学部の分校又は分教室として検討する」という、検討の方向性が示されたところでございます。

その後、平成20年4月には、「かわさき教育プラン第2期実行計画」におきまして、「特別支援学校や重複障害特別支援学級の今後のあり方に関して、学識経験者や市民を含めた検討委員会を設置して長期的な視野に立って検討する」こととされ、同年10月には、「川崎市特別支援学校再編整備検討委員会」が設置されております。

平成22年4月には東桜本小学校と桜本小学校が統合され、さくら小学校として開設されましたが、東桜本小には重複障害特別支援学級が、桜本小学校には特別支援学級がございましたので、

統合後は、それぞれ重複障害指導グループ及び特別支援指導グループとして併置させ、児童の実態に合わせて指導を行うことといたしました。

ただ、これらのグループも、法律上は同じ学校教育法第81条に規定される特別支援学級であり、教員の定数は二つの指導グループの合算で配置され、それぞれのグループが将来にわたって、児童の実態に合わせた指導を行うことにつきましては、教員も保護者も課題と考えていたところでございます。

そのため、平成23年1月の「川崎市特別支援学校再編整備検討委員会」最終報告では、さくら小学校重複障害指導グループにつきましては、「平成23年度から5年間、特別支援学級の研究校とし、平成26年度から再度在り方を検討する。検討の方向性については、田島養護学校、同校は現在の田島支援学校でございますが、の分教室にするか、特別支援学級に移行」することとされました。

この最終報告を受けまして、平成26年9月には、「川崎市立さくら小学校重複障害指導グループ在り方検討委員会」が設置され、平成29年3月に、さくら小学校重複障害指導グループを田島支援学校小学部の「分教室」とする旨の報告書「さくら小学校重複障害指導グループの在り方について」が取りまとめられたものでございます。

資料右欄をごらんください。2のさくら小学校重複障害指導グループ在り方検討委員会による報告書の概要でございます。

まず、(1)の検討委員会の委員の構成でございますが、地域代表として、桜本1丁目町会及び地域教育会議の方、保護者代表として、さくら小学校及び田島支援学校の保護者の方、学校代表として、さくら小学校及び田島支援学校の校長その他の教員、教育委員会事務局でございます。

次に、(2)の検討委員会の取り組みでございますが、検討委員会は13回、作業部会9回、保護者説明会4回、研修会を1回開催しております。さまざまな御意見を頂戴しておりますが、内容については、参考資料2の報告書4ページから10ページまでにまとめてございます。後ほど御参照願います。

次に、(3)の検討委員会における検討結果でございます。

5年間の研究成果をもとに、これからのさくら小学校重複障害指導グループについては、「一人ひとりの障害の特性に対する指導や人とのかかわりの指導を充実させつつ、障害のある子どもも障害のない子どもも、それぞれの違いを認め、尊重し、共に学び合える場の設定を推進することが重要であり、今までの実践を継続・発展していくことが必要である」こと。そして、「この取組を持続可能なものとするため、また、さくら小学校の研究成果をさらに深めるためには、安定的な教員配置が必要であり、さくら小学校の重複障害指導グループと田島支援学校が連携し、一人ひとりの実態に合わせたきめ細やかな指導や交流及び共同学習を教育課程に組み込んでいくことが望まれる。また、田島支援学校においても、重度の障害のある児童生徒が、可能な限り障害のない児童生徒とともに学ぶ場を共有することが重要である」こと。「さくら小学校と田島支援学校が連携し、両行の交流及び共同学習が充実していくことは、本市の共生社会の形成に向けた取り組みを進める上でも意義のあることと考えられる。」とされております。

以上のことから、(4)の具体的な方向性でございますが、「平成30年4月よりさくら小学校重複障害指導グループを田島支援学校小学部分教室とする。」とされ、田島支援学校分教室の運営については、「重複障害指導グループが行ってきた交流及び共同学習のあり方を継続することとし、

併せて、分教室に知的教育部門と肢体教育部門を設置することで、より専門性の高い教育を実践していくこと。「さくら小学校と田島支援学校で連携し、それぞれが可能な範囲で持続的に行える学校間交流を実施し、双方の児童が共に学び合える機会を設定する」こと。「分教室化後についても、状況の変化の把握やそれぞれの教育課程の確認のため、継続的に連携する機会を設定すること」が検討委員会において確認され、これらの内容が、「川崎市立さくら小学校重複障害指導グループ在り方検討委員会」の報告書として取りまとめられたものでございます。

次に、3の「本市検討結果等」でございしますが、本市といたしましても、上記検討委員会の検討結果や方向性を踏まえ、平成30年4月より、さくら小学校重複障害指導グループを田島支援学校小学部分教室とし、同教室へ特別支援教育に係る専門性を有する教員や、養護教諭の配置を進め、職員体制の充実を図ってまいります。

(2)の日程につきましては、本年4月に移行準備会を開催し、5月に就学説明会、6月に学校見学会、7月から10月にかけて就学相談、また、7月、10月、12月に保護者説明会を開催し、平成30年4月の田島支援学校小学部「分教室」へのさくら小学校重複障害指導グループの円滑な移行が行われるよう、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただきますと、参考資料1「川崎市内の特別支援学校の重複障害指導グループの配置図」でございます。

もう1枚おめくりいただきますと、参考資料2「川崎市立さくら小学校重複障害指導グループ在り方検討委員会」の報告書でございます。

これらの参考資料につきましては、後ほど御参照を願います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

【中村委員】

これは場所は移動していくわけですね。通学とかがどうなのかしらと思ったんですけれども。

【増田指導課担当課長】

さくら小学校の今ある重複障害指導グループの場所をそのまま利用しまして、そこを田島支援学校の分教室とさせていただきます。

【中村委員】

じゃあ、通学の問題は出ない。

【増田指導課担当課長】

現状を維持したままというふうに考えてございます。

【渡邊教育長】

さくら小学校の校舎の中に、現在のところの重複障害指導グループのところが分教室に変わる

という、そういうことですね。

【前田委員】

場所は同じということなんですが、この本市の検討結果等の中に、今のさくら小学校の重複障害指導グループだと、養護教諭というのは、さくら小の養護教諭さんが担当されている。新しくこうなると、養護教諭が別に加配されると、そういう意味でしょうか。

【増田指導課担当課長】

現状ですと、さくら小学校の中にありますので、養護教諭は1名というふうになりますが、分教室になりますと、そこにもう1名加配という形でつきますので、養護教諭は2名ということで、安全のほうにも目が届くというふうに考えてございます。

【前田委員】

とてもいいですね。

【渡邊教育長】

そういう効果があるんですね。

【小原委員】

一つちょっと教えてほしいんですけども、分教室化するという形で、多分、恐らくいいことばかりになってくるのかなと思うんですけど、このこれまでの経緯の中で、特別支援学級は設置できないということが書かれていますよね。分教室化することによって、特別支援学級というのは設置はできるんですか。

【増田指導課担当課長】

学校教育法上によりますと、特別支援学級81条学級ということに規定されてございますので、重複障害指導グループも81条学級、特別支援学級も81条学級ということでしたので、そこは二つで一つの特別支援学級という合算で教員配置になりましたので、これまでは重複障害がありますと、新たにそこに特別支援学級を持つてくることはできなかった。それが今回、田島支援学校の特別支援学校になりますので、完全に学校教育法上では別の学校になりますので、新たにそこに持つてくることができるというふうになります。

【小原委員】

ということは、特別支援学級もその学校の中に設置ができる。はい、わかりました。ありがとうございました。

【渡邊教育長】

では、よろしいでしょうか。

議案第2号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決といたします。

【渡邊教育長】

それでは、傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださいますよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

【渡邊教育長】

では、しばらく休憩をとります。

(16時24分 休憩)

(16時34分 再開)

10 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

山田庶務課担当課長、池之上庶務課長が説明した。

報告事項 No. 8 は承認された。

【渡邊教育長】

議事日程では、次に報告事項No.9がございしますが、冒頭で御説明しましたとおり、これにつきましては議事の最後に報告をいたします。

1 1 議事事項Ⅱ

議案第3号 平成30年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について

【渡邊教育長】

次に、議案第3号に入ります。

「議案第3号 平成30年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱（案）について」でございます。説明を指導課担当課長をお願いいたします。

【岩木指導課担当課長】

それでは、議案第3号の「平成30年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」をごらんください。議案の説明に当たりましては、限られた時間でございますので、主な項目を中心に進めさせていただきます。御了承ください。

まず、1の「募集の区分」についてでございますが、「全日制の課程」及び「定時制の課程」において募集いたします。

次に、3の「学区の確認」については、4枚おめくりいただき、資料1「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋をごらんください。

川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項にございますとおり、「普通科」に係る学区は「川崎市内全域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業科や商業科などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。

また、第4条の「就学の特例」といたしまして、普通科においては、市内を除く「県内に住所を有するもの」であっても、中学校の校長の同意を得た者は、「高等学校第1学年の入学者選抜」に「志願することができる」とし、この場合において入学を許可される者の数は、「募集定員の8%以内」といたします。

議案の1ページにお戻りください。5の「募集期間」について御説明いたします。「募集期間」は表にございますとおり、「共通選抜」については平成30年1月29日から31日までの3日間、「定通分割選抜」については3月1日及び2日の2日間といたします。「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程で受検の機会をさらに確保するため、共通選抜の後に実施するものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。7の「志願変更」についてでございますが、「共通選抜」では、平成30年2月5日から7日までの3日間、「定通分割選抜」では、3月5日及び6日の2日間を変更期間といたします。

次に、9の「選抜のための検査」についてでございますが、全日制課程は原則として、国語、社会、数学、理科、英語の5教科と面接、また、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。定時制課程は、国語、数学、英語の3教科と面接、また、必要に応じて特色検査を実施するものといたします。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。1行目に(2)「インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により共通選抜における学力検査を受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査に関し必要な事項は、教育長が別に定める。」という項目がございます。こちらは今回の要綱から新たに加わった項目でございます。追検査の実施につきましては、

文部科学省からも、インフルエンザの罹患等で体調を崩した生徒への受検機会を十分に確保するため適切な対応をするよう重ねて通知されており、このたび県教育委員会から、平成30年度の選抜における追検査実施の方向性が示されたところでございます。

「選抜のための検査」につきましては、県内全域で同一に実施しておりますので、追検査の実施に関する具体的な手続や方法につきましても、今後、県教育委員会と横浜市、横須賀市の教育委員会と調整を図ってまいります。

次に、10の「検査等の期日」でございますが、(1)の「共通選抜」においては、「学力検査」を平成30年2月14日、「面接」を2月15日及び16日、「特色検査」を2月14日から16日までとし、「合格発表」を2月27日といたします。

(2)の「定通分割選抜」におきましても、同様の検査を平成30年3月13日及び14日に実施し、「合格発表」を3月20日といたします。

次に、11の「二次募集」でございますが、「二次募集」は合格者が募集定員に満たなかった場合に、教育長が必要と認める場合に行うものといたします。なお、「二次募集の志願資格」を「平成30年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校の合格者になっていないもの」としてありますが、これは進学先がまだ決まっていない受検生に配慮をした措置でございます。

3枚おめくりいただき、資料2をごらんください。「平成30年度川崎市立高等学校における募集形態」でございます。入学者選抜の方法といたしましては、「共通選抜」と「定通分割選抜」の二つの選抜がございます。全日制課程及び昼間の時間など特別な時間を有する定時制課程では、「共通選抜」において募集定員の全てを募集・選抜いたしますので、市立5校の「全日制課程」と昼間部のある川崎高等学校の定時制課程につきましては「共通選抜」のみ実施し、募集定員の全てを募集・選抜いたします。

一方、夜間部のみの定時制課程では、「共通選抜」においては募集定員の8割を募集・選抜し、後日行われる「定通分割選抜」にて残りの人員を募集・選抜いたしますので、川崎総合科学高等学校、橘高等学校、高津高等学校の3校の「定時制課程」につきましては、「共通選抜」及び「定通分割選抜」を実施し、「共通選抜」において募集定員の8割を、「定通分割選抜」において残りの人員を募集・選抜いたします。

議案についての説明は以上でございますが、最後にお時間を頂戴し、簡単ではございますが、新たな方式を導入した平成29年度入学者選抜につきまして報告をさせていただきます。

初めに、マークシート方式を導入した検査についてでございますが、中学校では生徒に解答方法などを丁寧に指導していただいたこともございまして、市立高等学校においては、受検生が検査当日に混乱を来したとの報告はございませんでした。

また、受検生に交付した答案の写しにつきましても、交付後の採点に関する誤りの指摘や疑義など、市立高等学校に寄せられた問い合わせに関する報告は受けてはおりません。

新しい方式の導入はございましたが、現時点において、平成29年度選抜の検査業務及び採点業務が各校で適正に行われたことを、簡単ではございますが御報告させていただきます。

では、このたびの平成30年度の募集及び選抜要綱につきまして、御審議のほど、よろしくお願いたします。

【渡邊教育長】

議案第3号について説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いをいたします。

【小原委員】

29年度の話をちょっとお聞きしたいんですけども、川崎高等学校普通科の倍率といたしますか、どれぐらいだったのか。それと、またこのときは商業高校かな、幸高等学校。商業高校は、なかったですか、普通科はありましたよね、ここ。

【岩木指導課担当課長】

はい、普通科はあります。

【小原委員】

ありましたよね。それがどうだったかという。

【岩木指導課担当課長】

まず、市立川崎高等学校の普通科についてでございますが、受検倍率につきましては、共通選抜において0.89倍でございました。その後、二次募集においては多数の方が受検をされましたので、4名募集のところ、二次募集におきましては17名の方が志願されましたので、結果1名多く5名を募集といたしましたので、定員につきましては埋まりました。

また、幸高等学校の普通科につきましては、共通選抜におきましては、1.15倍の受検倍率がございました。

以上でございます。

【小原委員】

はい。29年度の採点のことでちょっとお聞きしたいんですけども、各学校において、採点する状況というのは、教員の人たちは、場所とか、そういうことに関して、自分たちの環境はよかったという答えがあったということですか。

【岩木指導課担当課長】

環境等につきまして、よかったということでのお返事はいたではないのですが、ただ、それぞれの場所のほうですね、問題点がございましたところについては見直しをして、工夫をしていただいたという報告をいただいております。

【小原委員】

場所が、例えば狭くて採点がしづらかったとか、そういういろんな意見があって、採点ミスがあったわけですよね。それが環境が変わってよくなったので、今回は採点のミスがなかったというような感じですか。

【岩木指導課担当課長】

そうですね。特に採点の会場につきまして、前回のような形で御意見、あるいは御感想をいた

だいてはいいのですけれども、例えば、川崎高校につきましては会場を15会場設定し、全日制でございますけれども、幸高等学校でも10会場、川崎総合科学高等学校でも10会場、橘高校でも5会場と高津高校5会場ということで、前年度と比べまして大きく見直しをしていただきまして、会場の設定のほうを増やしていただいておりますので、特にどうだったかというような御意見のほうはないですけれども、見直しのほうは大幅に図っていただきました。

【小原委員】

ということは、今後はいい方向になると、改善される方向だということですね。

【渡邊教育長】

今のお話だと、高校の先生、よく頑張って取り組んでくださったという気がしますよね。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。解答を返しましたよね、コピーで。何も問題はなかったんですか。先ほどなかったということですけど。

【岩木指導課担当課長】

特にお問い合わせにつきましては、1件もなかったということで、市立高等学校だけですけれども、なかったというふうに報告をいただいています。

【吉崎教育長職務代理者】

ということは、生徒のほうからはミスはないという報告なんですね。ミスはないと、採点ミスはないと。

【岩木指導課担当課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

川崎以外のほうでは出ているんですかね。

【岩木指導課担当課長】

その辺のことにしましては、まだ、県教委のほうから御報告のほうだとか、情報交換の場がないので、まだ伺ってはおりません。

【吉崎教育長職務代理者】

今後、もし何かありましたら教えてください。事前に大分我々心配したんですが、大丈夫なんではないですかね。後で何か出てこないかと。

【岩木指導課担当課長】

現時点においては報告を受けてございません。

【渡邊教育長】

30年度のお話いただきましたけど、引き続き、高校の先生にはしっかりと努めていただければありがたいと思います。

議案の内容については、よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

議案第3号は原案のとおり可決といたします。

議案第4号 公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについての決定について（諮問第271号）

山田庶務課担当課長、森指導課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第4号は原案のとおり可決された。

議案第5号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に、「議案第5号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」でございます。説明を指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

それでは、「議案第5号 川崎市教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」、御説明させていただきます。

この議案は、先ほど御承認いただきました選定審議会への諮問事項を調査審議するため、選定審議会委員の委嘱、または任命につきましてお諮りするものでございます。

委員の構成につきましては、学識経験者が3名、学校教育関係者が12名、市職員が1名、合計で16名の方々に委嘱または任命いたします。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。

「川崎市教科用図書選定審議会における保護者委員の構成変更について」でございますが、保護者委員につきましては、これまで各区のPTAの代表の方に委嘱しておりましたが、採択地区が4地区から1地区に変更になったことに伴い、区別ではなく、校種別のPTAの代表の方に保

護者委員を委嘱することといたします。

1枚おめくりいただき、3ページ以降は川崎市附属機関設置条例でございます。

本議案が承認されましたら、委嘱等の手続を進めていく予定でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第5号についての御説明がございました。変更点などがございましたけれども、御質問などございましたら、よろしくお願いいたします。

特によろしいでしょうか。中村委員、何かありましたら、どうぞ。

【中村委員】

いいえ。いいです。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

御質問等ないようでしたら、ただいまの議案第5号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第5号は原案のとおり可決いたします。

議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱及び解嘱について

【渡邊教育長】

次に、「議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱及び解嘱について」でございます。説明を文化財課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

「議案第6号 川崎市文化財審議会委員の委嘱及び解嘱について」、御説明いたします。

川崎市文化財審議会は、文化財の指定や現状変更等について、専門の立場から審議を行う教育委員会の附属機関でございます。

川崎市文化財審議会委員につきましては、平成28年5月1日から平成30年4月30日までの任期で10名の委員を委嘱しておりますが、山本暉久委員より、昭和女子大学大学院教授退職に伴い、平成29年4月30日をもって川崎市文化財審議会委員を辞退したいとお申し出がありましたので、このたび、川崎市文化財保護条例に基づき、後任に大正大学文学部の御堂島正教

授を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間でございます平成29年5月1日から平成30年4月30日まででございます。

関連法規につきましては、お手元の議案資料に文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等を用意してございますので、御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第6号について説明いただきました。御質問などございますでしょうか。

それでは、議案第6号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第6号は原案のとおり可決いたします。

議案第7号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱及び解嘱について

【渡邊教育長】

次に、「議案第7号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱及び解嘱について」でございませう。引き続き、文化財課長にお願いいたします。

【服部文化財課長】

「議案第7号 川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会委員の委嘱及び解嘱について」、御説明をいたします。

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会は、平成27年3月10日に国史跡の指定を受けました橘樹官衙遺跡群の調査研究及び保存活用について、専門の立場から審議を行う教育委員会の附属機関でございます。

川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの任期で10名の委員を委嘱しておりますが、山本暉久委員より、昭和女子大学大学院教授退職に伴い、平成29年4月30日をもって川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員を辞退したいとお申し出がありましたので、このたび、川崎市附属機関設置条例に基づき、後任に大正大学文学部の御堂島正教授を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、前任者の残任期間でございます平成29年5月1日から平成30年3月31日まででございます。

関連法規につきましては、お手元の議案資料に川崎市附属機関設置条例等を用意してございますので、御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第7号について説明をいただきました。内容は議案第6号に関連していたと思いますが、こちらについては原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第7号は原案のとおり可決いたします。

議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について

【渡邊教育長】

次に、「議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について」でございます。説明を生涯学習推進課長をお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、「議案第8号 川崎市社会教育委員の委嘱等について」、御説明を申し上げます。

川崎市社会教育委員につきましては、任期を平成28年5月1日から平成30年4月30日までの2年間としているところですが、このたび、平成29年4月30日をもって解任される委員がいるため、平成29年5月1日より、新たな委員の委嘱及び任命をお願いするものでございます。

それでは、議案書をごらんいただきたいと思います。

表の左側には、新たに任命及び委嘱したい委員の氏名、現職等を記載してございます。表の右側が現委員でございます。

初めに、1号委員のうち、御幸小学校校長の明瀬忠義委員の解任に伴い、新たに、住吉小学校校長、庄司律子氏を任命させていただきたいものでございます。

続きまして、2号委員のうち、公益財団法人川崎市スポーツ協会専務理事の小野隆美委員の解任に伴い、新たに、同協会事務局長の丹野典和氏を委嘱させていただきたいものでございます。

なお、資料といたしまして、社会教育法等の関連法規の抜粋をまとめてございますので、後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

議案第8号についての説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

それでは、ただいまの議案第8号、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、議案第8号は原案のとおり可決いたします。

1 2 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 9 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【渡邊教育長】

それでは、次は人事案件となりますので、教育委員・教育次長・総務部長・職員部長・庶務課長・教職員人事課長・教職員人事課担当課長・教職員人事課課長補佐の方を除いて御退席をお願いいたします。

大塚教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項 No. 9 は承認された。

1 3 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(17時19分 閉会)